

## 地域に根ざした農地・農業委員会制度の推進に関する要請

産業競争力会議、国家戦略WG、規制改革会議は、農業委員会を農業参入の岩盤規制とみなし、農地流動化のための農業委員会の関与廃止、農業委員会の機能を市町村との合意により移管、農地中間管理機構の事業展開に当たり農業委員会の法的関与を要しないとするべき等、農業・農村現場と乖離した意見は止まるところを知らない状況である。

今般、国家戦略特別区域法案の規制改革事項として、市町村と農業委員会の役割分担と農業生産法人の要件緩和が盛り込まれているが、農政上の重要課題であるこれら事項が、規制改革や産業競争力等の観点のみで議論され、制度化されることは大きな問題であり、将来に取り返しのつかない禍根を残すのではないかと懸念している。

地域に根ざした農地・農業委員会制度を推進するため、下記の観点到に留意した政策を構築・推進されるよう強く要請する。

### 記

#### 1. 農業委員会の機能を市町村との合意による移管について

農地等の権利の設定・移転、紛争の処理等、農業者間の私的な法律関係の直接介入する事務の処理にあたっては、当事者である農業者自身が自発的に審議、決定することが適切であるとして、農地法上も農業者の公的代表で構成する農業委員会がその事案の処理にあたることとし、首長の所掌としていない。また、「和解の仲介制度」により農地等の利用関係をめぐる紛争処理を農業者自らの手で処理することも農業委員会の機能として制度化されている。

農地の権利移動は、地域農業と農業者の実態を熟知し、農地利用の確保に向けて地域に根差した活動を行っている農業委員会の許可にかからしめることが不可欠である。下限面積を下回っていても、多くの自治体で農業委員会が設置されていることはそのためである。

## **2. 農業生産法人要件について**

平成21年の農地法等の改正により貸借による一般法人の農業参入の途は既にかかれており、そもそもの規制の意義である、農地と宅地等との価格差がもたらす投機目的取得の懸念や、採算を確保できず撤退し放棄された場合の農地の復元困難性などのリスクは、グローバル化の進展などでむしろ高まっている。このため、特区の措置が農地法本体の農業生産法人要件の緩和につながらないようにするべきである。

## **3. 農業・農村現場の声を汲み上げた丁寧な検討**

国内の460万haの農地は5,100万筆以上の零細分散錯圃であり、1,700を超える市町村毎にその地域性は千差万別である。

農地と農業委員会をめぐる議論は、多様な地域性に根ざした、日本の農地制度の根幹にかかわる問題であることから、農業の内外の関係者を網羅した食料・農業・農村政策審議会等の場での検討をはじめ、「農業委員会等に関する法律」において定められている、全国農業会議所に対する農林水産大臣による諮問の活用など、農業・農村現場の声を汲み上げた丁寧で深みのある農業政策上の検討を求めるものである。